

## 書評 姫田光義編著 『戦後中国国民政府史の研究 1945-1949年』

著者	袁 克勤
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	43
号	9
ページ	63-67
発行年	2002-09
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00007865">http://hdl.handle.net/2344/00007865</a>

姫田光義編著

『戦後中国国民政府史の研究  
1945-1949年』

中央大学出版部 2001年 v+388ページ

袁 克 勤

I

本書は第2次世界大戦の終結から、中国大陸における内戦に敗北を喫し、台湾に撤退するまでの国民政府の政治、経済、社会政策を究明しようとする研究である。評者自身は中国史の専門家ではないので、中国近代史研究における本書の意義を全般的に評価する立場にはない。本書に関する本格的な書評は中国史の専門家によって書かれるべきであろう。ここに書かれているものはあくまで評者が読者の一人として、また東アジア国際政治史研究者の一人としての立場からの感想と、本書が提示しているいくつかの問題についての考えを示すものである。

II

本書は編著者が「あとがき」で説明したように中国現代史研究会メンバーを中心とするグループ研究の成果をまとめた論集である。その構成は総論と3部13章からなっている。各章のタイトルと筆者は以下のとおりである。

総論 戦後中華民国国民政府の歴史的位相  
(姫田光義)

第1部 戦後国民政府をめぐる政治過程

第1章 国共交渉と国民政府 (井上久士)

第2章 東北接収をめぐる国際情勢と中国政治  
——王世杰日記を中心に—— (西村成雄)

第3章 戦後国民政府の対ソ認識——北塔山事件への対処を通して—— (吉田豊子)

第4章 中間党派の戦後構想と社会民主主義 (周偉嘉)

第5章 戦後の憲政実施と立法院改革 (金子肇)

第2部 戦後国民政府の経済・社会政策

第1章 地稅行政と請願活動 (笹川裕史)

第2章 全国的土地改革の試みとその挫折——1948年の「農地改革法草案」をめぐる一考察—— (山本真)

第3章 中紡公司と国民政府の統制——国有企業の自立的経営方針とその挫折—— (川井伸一)

第4章 対外経済政策の理念と決定過程 (久保亨)

第5章 教育における「復員」と教職員 (高田幸男)

第3部 戦後の文化・思想と民衆意識

第1章 上海のマスメディアとナショナリズム——1946-7年の新聞・雑誌論調を中心として—— (水羽信男)

第2章 憲政実施期の文化論争 (中村元哉)

第3章 戦後地域社会の再編と対日協力者 (古厩忠夫)

文献目録 (山本真・大沢武彦)

あとがき (姫田光義)

本書は共同研究の成果であるために、他の共同研究にもよく見られるように、一人の研究者による研究と比較すると、より多くの側面から研究対象を考察できるという利点がある。同時に、より限定的なテーマは困難になり、各章のつながりは明確ではないところもあるという問題点が存在している。本書の総論についての評者の考えは後に示すことにして、次はまず各章の内容を見る。

第1部は5章構成で、その第1章は抗日戦争直後に行われた国家統一、政治の民主化、政府再編などの問題をめぐる国共交渉を概観するものである。内容はいわゆる「軍隊の国家化」問題を中心に展開し

ている。評者が感じたことは、この章は国民政府の政策、国共交渉への対応にも触れているが、その重点はむしろ国共交渉に対する中国共産党の対応にあることと、国民政府側の史料を利用することによってもっと詳しい実証研究が期待されていることである。章の結論のところに、「党の軍」から「国家の軍」への転換は国民党と共産党を問わず、中国の近代国家建設における大きな課題であり、現在でも軍は党に従属するというのは中華人民共和国の大原則であり続けていることを指摘している。この意味で、国民政府時代の中国と中華人民共和国との連続性を筆者は強調している。

第2章は当時の国民政府外交部長だった王世杰が残した日記に基づき、東北接収問題をめぐる国共両党の対抗および米ソ対立、国民政府とソ連との複雑な関係などに対処するために、王世杰が強硬な軍事的手段による統一に反対し、共産党が支配している「解放区」を承認する対応策（いわゆる「分疆而治」）を進めたことを明らかにしている。筆者は王世杰のこのようなスタンスを「現実主義的対応の必要性を強調したものであった」と評価している。しかし、王世杰の予想を超えた国民党内の反対、ソ連の行動（国民政府に予告せず東北から突然撤退など）によって、上記の対応策は放棄され、東北地域は国共内戦の激戦地となった。また国際政治の文脈から見ると、東北接収問題は東アジアにおけるその後の「冷戦」、「熱戦」のひとつの起源であるという議論を筆者は行っている。

第3章は北塔山事件という1947年夏に起こったモンゴル軍と中国軍との武力衝突事件を、中国側の史料に基づき国民政府の事件への対応およびその対ソ政策、国共内戦との関連を分析するものである。国民政府の指導者は以前からソ連の脅威を感じていたが、北塔山事件勃発の頃には内戦における国民政府の優位が消えつつあるという状況の中で、国民政府内のソ連に対する脅威感は強くなった。したがって事件当初から国民政府の指導者たちはソ連の策略であるという認識は共有しており、その後のソ連への抗議、国連への提訴などの対応策へとつながったのである。またソ連の策略を強く意識すればするほど、

国民政府は新疆の民族主義者をソ連の傀儡勢力として捉え、彼らと妥協する余地はますますなくなり、全面的に対決するしかなかったと筆者は論じている。

第3章と第2章が扱う時期は異なっている。中国国内の状況変化および米ソ対立の深化という国際環境の変化に伴い、国民政府のソ連に対する認識、政策は厳しい方向に変わったことは明らかである。王世杰について、第2章が彼のソ連に対する慎重・柔軟な姿勢を強調したのに対して、第3章は彼のソ連に対する強い姿勢を強調している。国民政府全体の姿勢変化の中で王世杰の態度も変化したと説明すれば一定の説得力はあるが、第3章が説明したように、この時期に入っても現地の責任者張治中は柔軟な対応を主張していたのである。この2つの章のつながりを意識した解釈が望まれる。

第4章は焦点を国共両党の間に立ついわゆる中間党派にあて、この時期に打ち出された中間党派の建国構想は社会民主主義的な性格を有していたと論じている。本論はこの時期に活躍していた中国民主同盟の政治綱領形成に主導的な役割を果たした国家社会党、第三党の創設に遡って分析を行い、その社会民主主義的性格を力説している。さらに、終戦後成立した民盟は社会民主主義的政治綱領を掲げ、その主張は政治面で欧米型の民主主義を採用し、経済面ではソ連型の計画経済を目指すものであったが、政治状況の変化に伴い次第に欧米型の民主主義を否定する方向に変化していったと分析している。

第5章は戦後憲政の実施に焦点をあてる。1946年に制定された「中華民国憲法」は統治形態に関して、「立法院」を実質上の議会に変え、表面上孫文の「五権分立」的な体裁を維持しつつ、実際には三権分立の大統領一議院内閣制に接近したものにすると論じ、その経緯を明らかにしている。「立法院」が議会に近い機能を担うことによって「国民大会」はさらに有形無実になったが、この転換が行われる以前にも強大な「国民大会」は国民党に反対されていたということを筆者は指摘している。戦争中に「国民大会」の強化を訴え、立法院を議会とみなすことに反対していた民主派知識人は、戦後、「立法院」に議会の権限を与え、議院内閣制に転換することを支持

するようになった。その理由のひとつは紛糾していた「国民大会」代表問題を解決できるという戦術的な思惑によるものであったと筆者は分析している。

第2部も5章構成である。

第1章は戦時期に遡って、戦時中から戦後への国民政府の地稅行政の轉換を取り上げ、また地方からの請願活動を中心に、政府の政策に対する地域社会の反応の究明を試みるものである。対日戦争中には食糧確保が優先され、実物徴収、食料の強制借上げなどの政策が実施された。対日戦争終結に伴い国民政府はこれらの政策の廃止を決定し、政策轉換を図ったが、飢餓、經濟状況の悪化、内戦準備およびその後の内戦拡大などによって上述した政策が再び実施・強化された。本論はこのような国民政府の政策轉換の過程を描きながら、地方からの請願要求を対日戦争中の請願と比較し、実態の究明を試みている。この比較から見られるように、対日戦争中に比べると、上述した政策は社会の合意を得られなくなり、国民政府も内戦の末期にこれらの政策を廃止せざるを得なかった。

第2章は「農地改革法草案」をめぐる国民党、国民政府内の論争を中心に、この時期の国民政府の土地改革に関する動向を究明するものである。それによると、積極的に土地改革を推進していた土地行政官僚は対日戦争中から一貫して土地改革の拡大を求め、戦後国民党六全大会での決議や中華民國憲法に土地改革の方針を明記させることに成功した。さらに共産党の土地改革に脅威を感じた彼らは迅速で、広範囲の土地改革を求め、「農地改革法草案」を立法院に提出した。しかし、国民党内の土地改革反対派の存在、派閥闘争によって国民党立法委員間の意見調整は困難になったことなどが原因で、「草案」が立法院を通過することはなかった。

第3章は終戦直後に成立した中国紡績建設会社の経営実態を実証分析することによって、当初は国有企业でありながら独立した事業体を目指した中紡会社が、次第に政府の強い統制を受け、国民政府の政策遂行のための代理機関となっていった過程を明らかにしている。歴史的な文脈から見ると、中紡会社はその後の共産党政権下の国有企业と同質の問題を抱

えていた。国有企业の自立的経営という課題に対する答えを今日の中国の国有企业改革がはたして提示できるかはまだ不明確であると筆者は論じている。

第4章は戦争終了後にアメリカの主導で進められている自由貿易体制に積極的に参加するか、それとも国内産業の保護を重視する保護主義政策を継続するかという課題をめぐる国民政府内の論争と、国民政府の貿易政策が自由貿易から保護主義へと傾斜する過程を分析している。当時の状況において自由主義的国際經濟秩序に積極的に参加することは国民政府にとって極めて負担の大きな課題であり、国内の支持を獲得しにくい方策であったという結論を示している。

第5章は教育における「復員」問題を取り上げ、終戦後奥地に疎開した学校の移転問題、日本に占領された地域および日本の植民地だった台湾の教育問題、教育予算の不足問題などについての国民政府の対応を概観している。特に被占領地や台湾における教師を審査する問題と教職員の生活窮乏問題に対する国民政府の失策は教職員、学生の離反を促し、都市知識人の反国民政府「民主運動」の火種になったことを指摘している。

第3部は3章構成である。

第1章は上海のマスメディアの報道を中心に、左派系の反米反国民党ナショナリズム、国民党系の反ソ反共ナショナリズム宣伝が国内政治、軍事闘争の必要から意図的に行われた実態を究明している。筆者はまたいわゆる中間派のマスメディアがやがて左派系に同調し、中国の世論が反米ナショナリズムに傾斜していく過程を分析し、こうしたナショナリズムの高揚がリベラルな価値の定着を阻害した側面を指摘している。

第2章は1930年代の文化論争と比較しながら、47年の憲政実施をめぐる文化論争を取り上げ、固有文化本位論と全面西洋化論の対立を基本争点に、戦後の国家建設における文化の意義、文化と社会との関係について論戦を展開していた当時の代表的な文化論を分析している。1930年代と比較すると、憲政実施をめぐる文化論争において民族の危機意識に基づく文化の再建・創造は争点になっていない。争点に

なっているのは世界の中で中国文化をいかに位置付けるかの問題であったと筆者は論じている。

第3章は戦後の対日協力者対処問題を取り上げる。特に上海における対日協力者裁判問題について事例を分析し、この問題をめぐる国民政府と共産党の異なる対応は戦後社会建設の主導権争いを反映したものであると論じている。また対日協力者の中に事例として挙げられている地域エリートだった人たちには、時に地域に責任を持つという指導者意識と中華ナショナリズムとの乖離が生じており、彼らの行動をどう評価するかは困難な問題であるという議論を行っている。

### III

以上は各章の主な内容である。より具体的問題を取り上げる実証研究は本書のひとつの特徴である。国民政府史あるいは中華民国史、広い意味では近現代中国史についての研究はより実証的な段階に入り、本書はその注目すべき成果のひとつである。他方で、共同研究によるものであるためか、各章の一部は、その内容からすると国民政府史というよりは中華民国史あるいは中国史と呼ぶべきものである。

本書の目的意識のひとつは中国史における連続性を強調するものである。編著者の姫田氏の言葉を借りれば各論文の筆者は「歴史の断絶性ではなく、その継起性・連続性を強く意識するという観点からこの時期を研究してきた」。論文のいくつかは結論の部分で明確にその扱われている問題の連続性を強調している。大陸中国における歴史研究は長い間国民政府の諸政策についての実証研究を軽視、あるいは無視してきた。この問題に関する姫田氏の批判に評者は同感している。ちなみに、歴史の連続性を認め、国民政府あるいは中華民国期の政治、経済、社会、文化などについて実証研究を求める傾向は今日の大陸中国における歴史研究にも見られるようになった。

本書の総論に提示されている中国ナショナリズムと国民統合との関連について意見を表明したい。総論で筆者は「民族自決」原則と中華民族の統合とは矛盾する概念であるという認識を示し、後者につい

ては「それは中国ナショナリズムが背負ってきたところの伝統的体質ともいうべき特質」であり、国共両党とも初期において「民族自決」の原則を認めたにもかかわらず、その「双方ともに次第にこうした考え方を希薄化していき、本来国民統合とは決して同義語ではない中華民族の統合という概念を前面に押し出し、それと富国強兵によって国民国家を実現するという現実的課題とを統一的に把握する方向に進んだのである。ここにおいて民族自決の思想は否定され、国民国家の外皮をかぶった多民族中華世界国家という認識が普遍化していったと思われる」と論じている。

ここでまず問題になっているのは「民族自決」原則と国民国家とは相対立している概念であるかということである。筆者が指摘しているように、中華民国創設の時期は「民族自決」の原理が普遍的な価値として認められつつあった時代である。第1次世界大戦前後に高まった植民地支配に批判的なりベラリズムと抑圧・支配される側の民族独立の要求、自らの国民国家を建設しようとするナショナリズムの要求は「民族自決」原理を掲げたものである。中国のナショナリズムの台頭もこうした世界的な流れの中にあるものであり、世界史的に見て特別な存在ではなかった。当時世界各地に見られていた「民族自決」を求める運動も主に植民地支配からの独立を求める運動であり、自民族だけの「単一民族国家」建設を求める運動ではなかった。すなわち当時「民族自決」運動が求めたのは国民国家の建設であり、国民国家の破壊ではない。他方で、「民族自決」原理を徹底すれば、論理的に民族とネーションとの同一、換言すれば単一民族国家の建設を求めることになる。この意味で、「民族自決」原則は多民族国民国家と対立する側面を論理的にも実践的にも持っている。「中国ナショナリズムが背負ってきたところの伝統的体質」、あるいは「国民国家の外皮をかぶった多民族中華世界国家」との対立という中国特殊論は、説得力があまり感じられない。ここで矛盾が見られるのは徹底した「民族自決」か「国民国家」かであり、「国民国家」か「多民族中華世界国家」かではない。そもそも「多民族中華世界国家」という概念

に明確な定義を与えるべきである。

次の問題は「民族自決」原則を徹底すべきかどうかの問題である。論理的には「民族自決」原則の徹底は単一民族国家の建設を求める。しかし完全な単一民族国家の成立は世界的に見るとごく例外であるか、幻想である。さらに国際社会を考えると、仮に単一民族国家建設に成功した国家でも国際社会においては他民族と共生し、多人種、多民族で構成されている共同体に参加しなければならない。今日求められているのは、「民族自決」、国民国家の相対化であり、その反対ではない。

最後に、この議論の中で評者は「民族」、「国民」という概念を明確に定義せずに意見を表明したが、民族はエスニック・グループ、国民はネーションと

いう意味で使っている。そうすると、中華民族という概念は評者としてはネーションの意味、中華民族の統合は国民統合という意味で捉えている。少なくとも今日の中国において中華民族は漢民族だけではなく、他の少数民族も含まれている概念として使われているのである。言うまでもなく、概念と現実の政治には乖離がある。今日の中国において、中華民族の統合が各民族の完全平等の下で行われているということを評者は主張しているわけではない。「中華民族」という概念を漢民族だと規定しない限り、国民統合と中華民族の統合とを区別する議論には論理的な説明が必要である。

(北海道教育大学助教授)